

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年4月1日現在)

## 1. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料3（日勤・夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

地域包括ケア病棟入院料1（日勤・夜勤あわせて）入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、各病棟内に勤務時間帯毎の看護職員配置を揭示しております。

## 2. D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“D P C 対象病院”となっております。※医療機関別係数1.4144（基礎係数1.0451+機能評価係数Ⅰ0.2762+機能評価係数Ⅱ0.0652+救急補正係数0.0279）

なお、地域包括ケア病棟はD P C 算定ではなく出来高算定を行っております。

## 3. 地方厚生局長への届出について

当院は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に定める基準に基づき、上記のほか次の事項を関東信越厚生局長に届出しております。

### (1) 入院時食事療養（Ⅰ）に係る届出

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温で提供しております。費用は1食につき690円（流動食のみを提供する場合、625円）いただいております。

### (2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆地域歯科診療支援病院歯科初診料 ◆歯科外来診療医療安全対策加算2 ◆歯科外来診療感染対策加算3
- ◆歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準 ◆医療DX推進体制整備加算4 ◆急性期一般入院料3
- ◆救急医療管理加算 ◆診療録管理体制加算3 ◆医師事務作業補助体制加算1（20対1）
- ◆急性期看護補助体制加算（25対1）（看護補助者5割以上）注4看護補助体制充実加算1
- ◆夜間100対1急性期看護補助体制加算 ◆看護職員夜間配置加算(16対1) ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算 ◆医療安全対策加算2 ◆感染対策向上加算1 ◆患者サポート体制充実加算
- ◆ハイリスク妊娠管理加算 ◆後発医薬品使用体制加算1 ◆バイオ後続品使用体制加算 ◆病棟薬剤業務実施加算1
- ◆データ提出加算2 ◆入退院支援加算1注7入院時支援加算1 ◆認知症ケア加算1 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆地域医療体制確保加算 ◆協力対象施設入所者入院加算 ◆地域包括ケア病棟入院料1
- ◆看護職員配置加算（地域包括ケア病棟）◆看護補助体制充実加算3（地域包括ケア病棟）◆情報通信機器を用いた診療
- ◆一般名処方加算

### (3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆外来栄養食事指導管理料注2 ◆心臓ペースメーカー指導管理料注5遠隔モニタリング加算 ◆糖尿病合併症管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ・ロ ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆小児運動器疾患指導管理料 ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料 ◆一般不妊治療管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料1～3
- ◆慢性腎臓病透析予防指導管理料 ◆夜間休日救急搬送医学管理料（救急搬送看護体制加算1）
- ◆外来腫瘍化学療法診療料1（連携充実加算） ◆ニコチン依存症管理料 ◆がん治療連携指導料
- ◆ハイリスク妊産婦連携指導料1 ◆こころの連携指導料(Ⅰ) ◆プログラム医療機器等指導管理料
- ◆薬剤管理指導料 ◆検査・画像情報提供加算 ◆薬剤管理指導料 ◆電子的診療情報評価料
- ◆医療機器安全管理料1 ◆歯科治療時医療管理料 ◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ◆在宅療養後方支援病院 ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料注2 遠隔モニタリング加算 ◆先天性代謝異常症検査
- ◆HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) ◆検体検査管理加算(Ⅱ) ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ◆精密触覚機能検査 ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ◆外来化学療法加算1 ◆無菌製剤処理科

- ◆心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ◆がん患者リハビリテーション料 ◆歯科口腔リハビリテーション料2
- ◆手術用顕微鏡加算 ◆口腔粘膜処置 ◆CAD/CAM冠 ◆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ◆ストーマ合併症加算 ◆内視鏡的小腸ポリープ切除術 ◆胃瘻造設術算定 ◆輸血管管理料Ⅱ ◆輸血適正使用加算
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆歯周組織再生誘導手術 ◆歯根端切除術
- ◆レーザー機器加算 ◆麻酔管理料Ⅰ ◆保険医療機関間の連携による病理診断
- ◆保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製 ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆看護職員処遇改善評価料41 ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ◆入院ベースアップ評価料68 ◆神経学的検査
- ◆手術の休日加算1 ◆手術の時間外加算1 ◆手術の深夜加算1
- ◆処置の休日加算1 ◆処置の時間外加算1 ◆処置の深夜加算1

#### (4) その他

酸素の購入価格の届出

#### 4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成23年3月より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

#### 5. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお申し出下さい。

#### 6. 保険外負担（実費負担）について

当院では、次の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

##### (1) 私用電話料

日本電信電話株式会社の定める料金を基準としております。

##### (2) 診断書、証明書料（内容により異なります）

ア 普通のもの 1件につき 3,300円

イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの）  
1件につき 5,500円

ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの）  
1件につき 7,700円

##### (3) 往診用自動車等使用料

自動車の走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）

① 2キロメートルまでの利用 70円

② 2キロメートルを超えた利用  
500メートル又はその端数を増すごとに 20円

ただし、有料道路を通行した場合はその実費を加算しております。

#### (4) その他

上記以外の保険外負担金については、別に掲示しております。

### 7. 保険外併用療養費について

#### (1) 入院室料差額

部屋区分	病室	料金(消費税込)	設備等
特別C室	301,302,306,307,314,315,319,320,321,322,323 437,436,435,432,431,426,424,423 401,406,409,411,418,419 524,517,516,501,505,506,509,512,513 642,641,640,637,636,633,632,631,629,628,625 624,623,622,601,602,603,618	4,840円	冷蔵庫、ロッカー、テレビ、洗面化粧台、トイレ
特別B室	405,413,414,416,417	5,720円	冷蔵庫、ロッカー、テレビ、洗面化粧台 トイレ、シャワー
特別S室	518	18,040円	冷蔵庫、ロッカー、テレビ、洗面化粧台、 トイレ、シャワー、浴槽、キッチンセット、 応接セット

#### (2) 非紹介患者初診時負担額

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として2,200円のご負担をお願いしております。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではございません。

#### (3) 180日を超える入院に係る特別入院料

1日につき 2,590円

ただし、難病の方、重度の肢体不自由で寝たきり状態の方、15歳未満の方及び小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の方など長期にわたって入院医療が必要な場合は、お支払いの対象ではございません。

#### (4) その他

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」について費用の領収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

### 8. 喫煙について

当院は敷地内禁煙となっております。敷地内での喫煙はご遠慮下さい。

### 9. その他の掲示事項

(1) 当院では、医療安全管理者等による相談および支援を行っております。

(2) 歯科口腔外科診療について

当院では、院内感染防止対策委員会および医療安全管理委員会を設置し、患者様が安心して安全な医療を受けられるよう環境を整え、良質な医療を提供できるよう各種対策を実施しており、歯科口腔外科診療における緊急時には院内各診療科と連携し対応することとしております。

上記事項で不明な点は、受付窓口までお申し出下さい。